

知っていますか！？

**令和8年4月1日から自転車の交通違反に
「交通反則制度（青切符制度）」が導入！！！！**

【対象】

**16歳以上の方
自転車などの軽車両で
比較的軽微な交通違反をした者**

【内容】

**違反をした者に対して
警察官から交通反則告知書が交付
悪質な場合は
最悪の場合刑事処分となることがあります**

**詳しくは →→→→→
からご覧ください**



**自身の命を守るために
ヘルメットはかならず かぶりましょう**